

# ギャンブル等依存症対策推進基本計画

令和3年度（上半期）までの進捗状況及び評価について  
（概要）

内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局

令和3年12月

# 関係事業者の主な取組及び評価（公営競技①）

## 1. 広告・宣伝の在り方

- レース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞、雑誌広告等において、ギャンブル等依存症の注意喚起のための標語を掲載。[全公営競技]
- 広告・宣伝に関する全国的な指針の策定・公表に向け、論点整理を実施。[全公営競技]
- ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）において、積極的な啓発活動などを実施。[全公営競技]
  - ＜公営競技主催者等による主な取組＞
    - ・啓発ポスターの作成・掲示、テレビ放映、ウェブサイト、SNS等による啓発週間の周知・啓発。
    - ・シンポジウム、大学生向けセミナーや講義の開催による知識の普及啓発。

### 【評価】

- ・啓発週間を含む年間を通じた注意喚起や啓発活動により、ギャンブル等依存症に関する各般の普及啓発が大きく進展したものと評価。
- ・引き続きこれまでの取組を推進する一方、特にインターネットを活用した普及啓発活動について更に強化する必要がある。



## 2. アクセス制限等

- 公営競技場、場外発売所への入場制限やインターネット投票の制限を実施。[全公営競技]
- 20歳未満の者による投票券の購入防止のため、警備員等による声かけ及び年齢確認を徹底。[全公営競技]
- インターネット投票におけるアクセス制限強化のため、購入限度額設定システムを導入。  
[令和2年度導入済：競馬・モーターボート競走（競輪・オートレースは令和4年度までに導入）]
- 公営競技場及び場外発売所に設置されているATMを順次撤去。[全公営競技]

### 【評価】

- ・制度の周知や購入限度額設定システムの導入により、アクセス制限の強化が図られたものと評価。
- ・今後も特にインターネット投票利用者に対する、アクセス制限制度の積極的な周知を行う必要がある。

## 関係事業者の主な取組及び評価（公営競技②）

<公営競技場や場外発売所への入場制限、インターネット投票におけるアクセス制限の実施件数の推移>

公営競技別	平成30年12月末時点		
	本人申告	家族申告	合計
競馬	801件	31件	832件
競輪	59件	2件	61件
オートレース	17件	1件	18件
モーターボート競走	135件	5件	140件
合計	1,012件	39件	1,051件



令和3年9月末時点		
本人申告	家族申告	合計
3,496件	95件	3,591件
677件	11件	688件
87件	3件	90件
969件	14件	983件
5,229件	123件	5,352件

### 3. 相談・治療につなげる取組

- 自助グループをはじめとする民間団体等への経済的支援方法や対象団体の選定方法について検討。[全公営競技]
- 公営競技カウンセリングセンターや予防回復支援センター等の相談窓口の周知を徹底。[全公営競技]
- ギャンブル等依存症の早期発見・早期予防につなげるセルフチェックツールを開発・公表。[全公営競技]

#### 【評価】

- ・ 各公営競技間で連携した経済的支援の検討や相談窓口の周知徹底により、相談・治療につなげる取組が進んでいることは評価。
- ・ 引き続き取組内容の充実を図りつつ、より一層積極的な周知を行う必要がある。



### 4. 依存症対策の体制整備

- ギャンブル等依存症に関する責任者や担当者、専門スタッフを選任。[全公営競技]
- ギャンブル等依存症に関する知識の向上や理解を深めるための研修を実施。[全公営競技]

#### 【評価】

- ・ 責任者等の選任等による依存症対策の体制整備に係る取組は基本計画に沿った取組であると評価。
- ・ 引き続き研修の開催等によりギャンブル等依存症に関する知識の向上や理解を深める必要がある。

# 関係事業者の主な取組及び評価（ぱちんこ①）

## 1. 広告・宣伝の在り方

- 注意喚起標語の一定の大きさや時間の確保等を盛り込んだ広告・宣伝に係る全国的な指針を策定、指針に基づく取組を推進
- 年間を通じた客に対する啓発資料の配付等による普及啓発の促進  
〈ギャンブル等依存症問題啓発週間の取組〉
  - ・ 啓発週間に合わせWebフォーラム等を開催
  - ・ SNS等も活用しながら、青少年を含む一般向けの普及啓発活動を推進

### 【評価】

- 全国的な指針の策定による広告・宣伝の取組や、普及啓発に関する取組が推進されたと評価。
- 引き続き、関連する取組を継続する必要がある。

## 2. アクセス制限・施設内の取組

- 自己申告・家族申告プログラムの導入推進
- 18歳未満の可能性があると認められる者に対する身分証明書による年齢確認を原則化
- 営業所内に設置されているATM等の撤去等を推進
- 出玉規制を強化した遊技機への計画的な入替を推進

### 《自己申告・家族申告プログラムの導入店舗数 推移》

※( )内は全店舗数に占める導入店舗数の割合

	H30.12末	R3.9末
導入店舗数	2,195 (約22%)	4,714 (約52%)

### 【評価】

- 自己申告・家族申告プログラムの導入促進などアクセス制限や施設内における依存問題に関する取組が進展したと評価。
- 引き続き、関連する取組を継続する必要がある。



## 関係事業者の主な取組及び評価（ぱちんこ②）

### 3. 相談・治療につなげる取組

- 民間団体等への経済的支援を実施
- 依存症専門医療機関等の情報を記載した、新たな「安心パチンコ・パチスロリーフレット」を活用
- リカバリーサポート・ネットワーク（ぱちんこへの依存問題の相談機関）の相談体制・機能を充実強化

#### 《業界が設置した専門機関による助成実績 推移》

	R元年度	R2年度	R3年度
助成件数	4件	6件	9件
助成額合計	750万円	1,225万円	1,620万円

#### 【評価】

- 民間団体等に対する経済的支援を行うなど、ぱちんこにおける相談・治療につなげる取組が進展したと評価。
- 引き続き、関連する取組を継続する必要がある。

### 4. 依存症対策の体制整備

- 「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」制度の運用改善
- ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程を制定
- 業界の取組について評価・提言を行う第三者機関を設置
- 「(一社)遊技産業健全化推進機構」による依存防止対策の取組状況の点検を実施

#### 《依存防止対策調査実施店舗数 推移》

	R2時点	R3時点
調査実施店舗数／ 調査受け入れ店舗数	532／約7,500 (R2.3末)	3,861／約8,500 (R3.9末)

#### 【評価】

- 「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」により依存防止対策の強化が行われるなど、ぱちんこにおける依存症対策の体制整備が図られたと評価。
- 引き続き、関連する取組を継続する必要がある。

# 関係省庁の主な取組及び評価①

## 相談支援・治療支援

### ➤ 相談支援

- 65団体に相談拠点を設置【厚労省・総務省】《参考①》
- 家族に対する支援の強化【関係省庁】：家族教室等の実施、相談拠点の整備、地域の関係機関の連携体制への参画促進 等
- 各相談窓口の体制強化支援・相談員等の支援・養成【関係省庁】：マニュアルの改訂、研修の実施 等

### ➤ 治療支援

- 依存症専門医療機関について52団体、依存症治療拠点機関について41団体で設置【厚労省・総務省】《参考①》
- ギャンブル等依存症に対する標準的治療プログラムに沿った集団療法に対する診療報酬を令和2年度診療報酬改定において新設【厚労省】

## 相談拠点・依存症専門医療機関/治療拠点機関設置団体数

令和2年度診療報酬改定：依存症集団療法の対象疾患にギャンブル等依存症を追加。

	H31.2時点	R3.9時点	R4.未予定※
相談拠点	31団体	65団体/67団体	(67団体)
専門医療機関	21団体	52団体/67団体	(58団体)
治療拠点機関	16団体	41団体/67団体	(44団体)

※R4.未予定は令和3年9月末時点の予定

○ 依存症集団療法（1回につき）：ギャンブル等依存症の場合 300点

[主な算定要件・施設基準]

・入院中の患者以外の患者であって、ギャンブル等に対する依存の状態にある者について、精神科医等2人以上の者(うち1人以上は、ギャンブル等依存症に関する研修を修了)が、認知行動療法の手法を用いて、ギャンブル等の実施を患者自らコントロールする手法等の習得を図るための指導を行うこと

※治療開始日から起算して3月を限度として、2週間に1回に限り算定 ※1回に10人に限り、60分以上実施

※日本医療研究開発機構(AMED)が作成した「ギャンブル障害の標準的治療プログラム」に沿って行う

・ギャンブル等依存症の専門医療機関であること

## 【評価】

### ○ 相談拠点・依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関の整備

- ・各設置団体数は増加していることから確実に全国的な整備は進んでいると評価。
- ・一方、未整備の地域もあることから整備を促していく必要がある。

### ○ 家族支援及び相談体制の支援

- ・基本計画に掲げた各種施策を実行していると評価。
- ・引き続き家族支援及び相談体制の支援を実施していく必要がある。

### ○ 適切な診療報酬の在り方の検討

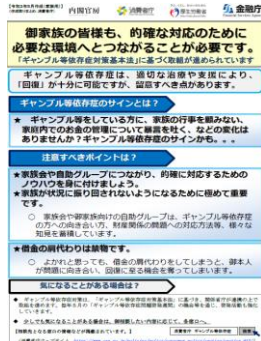
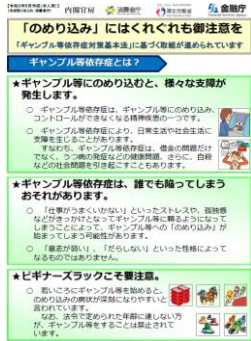
- ・診療報酬の在り方について検討され、その結果、ギャンブル等依存症に係る専門的な治療が保険適用されることとなっていることから、基本計画に掲げた施策を実施していると評価。

# 関係省庁の主な取組及び評価②

## 予防教育・普及啓発

- シンポジウム・イベントの実施、ラジオ・テレビの放送、普及啓発リーフレット作成、特設HP設置 等【厚労省・総務省】
- 注意喚起資料の更新、消費者庁HPの改訂、取組事例のHP掲載を通じた啓発資料等の地域での活用促進【消費者庁】
- 青少年向け啓発用資料を関係団体等・病院・国公私立大学・専門学校等・都道府県教育委員会等に周知【消費者庁・文科省】
- 新高等学校学習指導要領（※）について令和4年度からの実施に向けて協議会等で周知【文科省】
- 教師用指導参考資料の周知・高校生向け啓発資料の作成及び周知※精神疾患の一つとしてギャンブル等を含めた依存症を取り上げる
- 「依存症予防教室」事業において、保護者や地域住民等に向けた啓発講座の実施【文科省】
- 金融経済教育関係のガイドブックにギャンブル等依存症等に関する記載を盛り込む等の改訂【金融庁】
- 産業保健総合支援センターや健康保険組合等へ相談窓口等の周知を通じた職場における普及啓発【厚労省・総務省】

〔普及啓発リーフレット（厚労省）〕〔注意喚起（本人向け（左）・家族向け（右））消費者庁〕〔教師用指導参考資料（左）・高校生向け啓発資料（右）（文科省）〕



〔啓発ポスター（内閣官房）〕  
令和2年度（上）  
令和3年度（下）



### 【評価】

- ・ 基本計画に掲げた通り普及啓発に係る施策を実施していると評価。
- ・ また、基本計画に掲げたことに加え、内閣官房においては令和2年度より啓発ポスターを作成し、主に啓発週間を中心にギャンブル等依存症の普及啓発を行っており、基本計画に掲げた以上の取組も行っている。
- ・ 令和2年度に実施されたギャンブル等依存症問題の実態調査の結果も踏まえ、引き続き普及啓発の取組を進める必要がある。

## 関係省庁の主な取組及び評価③

### 依存症対策の基盤整備

- 各地域の包括的な連携協力体制の構築【関係省庁】
  - 35の団体で連携会議の設置【厚労省】[《参考②》](#)
- 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定促進【内閣官房】
  - 21の道府県で推進計画を策定、令和3年度中の策定予定（令和3年9月末時点）を含めた令和3年度中の策定済都道府県は31[《参考③》](#)
- 人材の確保
  - 医師【厚労省】：臨床研修医が経験する症例としてギャンブル等依存症等を位置付けたガイドラインの作成・周知 等
  - 医学部教育【文科省】：国公立大学医学部長会議等において医学教育モデル・コア・カリキュラムの関連内容等を周知
  - 保健師・助産師・看護師・社会福祉士・精神保健福祉士・公認心理師・作業療法士【厚労省】：試験の出題基準ないし養成課程においてギャンブル等を含む「依存症対策」の項目等の追加
  - 生活保護担当ケースワーカー【厚労省】：研修会の開催を通じた生活保護担当ケースワーカーの依存症に関する知識の向上
  - 刑事施設職員・更生保護官署職員【法務省】：ギャンブル等依存に関する講義の実施・講義DVDの配布

	R3.9末時点
連携会議設置団体	35団体/67団体(R3.9)
都道府県計画	21道府県/47都道府県(R3.9) ※令和3年9月末時点における R3年度中策定予定を含めると <b>31</b> 都道府県

### 【評価】

- 各地域の包括的な連携協力体制の構築
  - ・ 35の団体で連携協力体制が構築されており、地域での関係機関間の連携が進んでいると評価。
  - ・ 引き続き、未設置の地域へ体制の構築を促していく必要がある。
- 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定促進
  - ・ 21の道府県で推進計画の策定がされており、地域での計画的な取組が進んでいるものと評価。
  - ・ 引き続き、計画未策定の県に対して支援を行っていく必要がある。
- 人材の確保
  - ・ ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の人材確保のための取組が基本計画に掲げた通り実施されていると評価。
  - ・ 引き続き、人材確保に向けた取組を進めていく必要がある。



## 関係省庁の主な取組及び評価④

### 民間団体支援・社会復帰支援

- 依存症民間団体支援事業で民間団体の取組を支援【厚労省・総務省】
- 就労支援者の能力向上【厚労省・総務省】：ハローワーク担当者のギャンブル等依存症に関する知識等の向上の取組を実施
- 生活困窮者への支援【厚労省】：相談支援員の研修にギャンブル等依存症に関する内容を導入
- 受刑者への指導・支援・就労支援【法務省】：指導等の記録を関係機関へ提供等/受刑者の一定数に就労支援

#### 【評価】

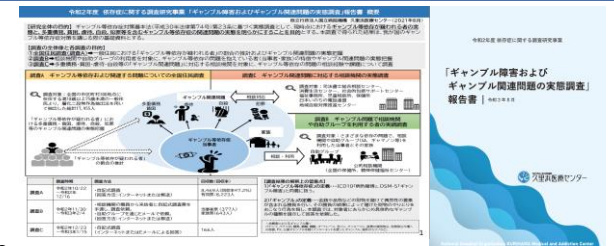
- 民間団体支援
  - ・ 補助制度の周知に係る取組が実施していると評価。
  - ・ 引き続き、都道府県等や全国的な民間団体への交付を通じた支援を行っていく必要がある。
- 社会復帰支援
  - ・ 基本計画に掲げた各種取組を実施していると評価。
  - ・ 引き続き、就労支援をはじめとした社会復帰支援の取組を行っていく必要がある。

### 調査研究・実態調査

- 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等を含むギャンブル等依存症問題の実態調査の実施【厚労省】
- 国民のギャンブル等の消費行動等の実態調査/注意喚起・普及啓発の施策の認知度等の実態調査の実施【消費者庁】
- ギャンブル等依存症問題を有する受刑者の概数等の調査/受刑者のスクリーニング方法等の調査の実施【法務省】

#### 【評価】

- ・ 法定調査として初の実態調査を中心に各実態調査を行っており、基本計画に掲げた取組を実施していると評価。
- ・ 各実態調査で得られた結果を今後の施策に反映していく必要がある。
- ・ 3年毎の法定調査については令和2年度の調査における課題を踏まえて次回調査を行う必要がある。



# (参考①) 相談拠点・依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関の整備状況

令和3年9月末時点

都道府県	相談拠点	医療機関	拠点
北海道	○	○	○
青森県	R3	R3	
岩手県	○	R3	
宮城県	R3	○	○
秋田県	○	○	
山形県	○	○	
福島県	○	○	
茨城県	○		
栃木県	○		
群馬県	○		
埼玉県	○	○	○
千葉県	○	○	○
東京都	○	R3	R3
神奈川県	○	○	○
新潟県	○	○	○
富山県	○	○	○
石川県	○	○	○
福井県	○		
山梨県	○	○	
長野県	○	○	○
岐阜県	○	○	○
静岡県	○	○	○
愛知県	○	○	
三重県	○	○	○
滋賀県	○	○	○

都道府県	相談拠点	医療機関	拠点
京都府	○	○	
大阪府	○	○	○
兵庫県	○	○	○
奈良県	○		
和歌山県	○	○	○
鳥取県	○	○	○
島根県	○	○	○
岡山県	○	○	○
広島県	○	○	○
山口県	○	○	○
徳島県	○	○	○
香川県	○	○	○
愛媛県	○	○	○
高知県	○	R3	
福岡県	○	○	○
佐賀県	○	○	○
長崎県	○	○	○
熊本県	○	○	○
大分県	○		
宮崎県	○	○	○
鹿児島県	○	○	○
沖縄県	○	○	
<b>設置都道府県数</b>	<b>45</b>	<b>37</b>	<b>30</b>
<b>R3末</b>	<b>47</b>	<b>41</b>	<b>31</b>

政令市	相談拠点	医療機関	拠点
札幌市	○	○	○
仙台市	○	○	○
さいたま市	○	○	○
千葉市	○		
横浜市	○	○	○
川崎市	○		
相模原市	○	○	○
新潟市	○	○	
静岡市	○	R3	R3
浜松市	○	R3	R3
名古屋市	○	○	○
京都市	○	○	
大阪市	○	○	○
堺市	○	○	○
神戸市	○	○	○
岡山市	○	○	○
広島市	○	○	○
北九州市	○	○	
福岡市	○	○	
熊本市	○		
<b>設置政令市数</b>	<b>20</b>	<b>15</b>	<b>11</b>
<b>R3末</b>	<b>20</b>	<b>17</b>	<b>13</b>
	相談拠点	医療機関	拠点
<b>合計</b>	<b>65</b>	<b>52</b>	<b>41</b>
<b>R3末</b>	<b>67</b>	<b>58</b>	<b>44</b>

※R3は令和3年度内設置予定

※医療機関＝専門的な医療を提供する依存症専門医療機関

※拠点＝依存症に係る研修や情報発信等を行う治療拠点

# (参考②) ギャンブル等依存症対策連携会議の開催・関係機関の参画状況

都道府県・政令指定都市	開催年月日	会議名	都道府県・政令指定都市	医療機関等	精神保健福祉センター・保健所等	消費生活センター・財務局等	司法書士、法曹関係機関	矯正施設・保護観察所	市区町村	教育委員会	児童相談所	福祉事務所・生活困窮者自立支援担当	警察	自助グループ・民間団体	関係事業者	その他
北海道	R2.9/R3.2	北海道立精神保健福祉センター依存症対策連携会議	○	○	○						○					○
岩手県	R2.10.29/R2.11.25(書面) R3.2.2(書面)	岩手県ギャンブル等依存症対策推進協議会	○	○	○	○	○						○	○	○	○
秋田県	R2.12.22	依存症支援体制連携会議	○	○	○			○						○	○	○
埼玉県	R2.11.12/R3.2.3/R3.8.25	埼玉県ギャンブル等依存症専門会議	○	○	○				○	○				○	○	○
千葉県	R2.2.7/R3.3.22(書面) ※R3.3は千葉県・千葉市の共催	千葉県依存症対策連携会議(ギャンブル等依存症)	○	○	○	○	○		○	○				○	○	○
東京都	R1.12.17	東京都依存症関連機関連携会議	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○
	R3.2.25	東京都西南部10区依存症関係機関連携会議	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○
	R2.12.2	東京都多摩地域依存症関連機関地域連携会議	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○
	R3.2.5	区東部特別区・葛じよ依存症関係機関地域連携会議 区東部特別区・保健所・精神保健福祉センター連絡会	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○
神奈川県	R2.1.16/R2.4.23/R2.11.11 R3.1.29	神奈川県ギャンブル等依存症対策推進協議会	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○
新潟県	R3.6.21	新潟県ギャンブル等依存症対策連携会議 (新潟保護観察所主催・新潟県薬物事犯者等地域支援連絡協議会と同日開催)	○	○	○			○					○			○
石川県	R3.1.20	石川県ギャンブル等依存症対策推進会議	○	○	○		○							○	○	○
山梨県	R2.12.17/R3.7.27	山梨県依存症連携会議	○	○	○		○	○								○
長野県	R2.1.24/R2.12.22	ギャンブル等依存症対策関係者連絡会議	○	○	○	○	○			○			○	○	○	○
岐阜県	R2.10.29	岐阜県依存症地域支援連携会議	○	○	○	○	○						○	○	○	○
静岡県	R2.8.19/R2.11.9/R3.2.9	静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会	○	○	○	○	○			○			○	○	○	○
愛知県	R2.1.21/R3.2.16	ギャンブル等依存症対策関係機関連絡会議	○	○	○	○	○		○					○	○	○
三重県	R2.8.1(設置)	三重県精神保健福祉審議会ギャンブル等依存症対策推進部会	○	○	○	○	○							○	○	○
滋賀県	R2.12.22	滋賀県ギャンブル等依存症対策推進連絡会議	○	○	○	○	○			○			○	○	○	○
京都府	R2.7.30/R2.11.18/R3.1.21	京都府依存症等対策推進会議	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○
	R2.7.30/R2.9.7/R3.10.15	京都府依存症等対策推進会議 ギャンブル等依存症部会	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○
大阪府	R1.8.20/R2.2.7/R2.8.27 R3.3(書面)/R3.8.25	大阪府依存症関連機関連携会議	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○
	H30.10.26/H30.12.11/R2.12.15	ギャンブル等依存症地域支援体制推進部会	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○
和歌山県	R3.3.23	和歌山県ギャンブル等依存症対策連絡会議	○	○	○	○	○							○	○	○
鳥取県	R2.10.2/R2.12.18/R3.3.4 R3.6.25	鳥取県精神保健福祉医療協議会(鳥取県アルコール健康障害・依存症対策会議)	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○
高知県	R2.8.7/R2.11.2/R3.3.15	高知県ギャンブル等依存症対策推進協議会	○	○	○	○	○			○				○	○	○
福岡県	R3.3.9	福岡県ギャンブル等依存症対策連携会議	○	○	○	○	○							○	○	○
佐賀県		依存症対策推進協議会	○	○	○	○	○							○	○	○
長崎県	R3.1(書面)	長崎県依存症対策ネットワーク協議会	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○
	R1.8.28/R1.11.12/R3.3(書面)	長崎県依存症対策ネットワーク協議会ギャンブル等依存症対策専門部会	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○
熊本県	R1.11.29/R2.2.7/R3.2.10	長崎県依存症対策ネットワーク協議会ギャンブル等依存症予防教育検討専門部会	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○
	R3.7.27	熊本県依存症対策推進協議会(全体会議)	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○
大分県	R3.9.30	熊本県依存症対策推進協議会ギャンブル等依存症対策専門部会	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○
	R2.8.19/R2.11.4/R3.2(書面)	大分県ギャンブル等依存症対策推進協議会	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○
宮崎県	R2.7.29/R2.12.15	宮崎県依存症対策推進協議会	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○
	R2.9.4/R2.11.19	宮崎県依存症対策推進協議会実務者会議	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○
沖縄県	R2.7.8/R3.1.29	アディクション連携会議	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○
都道府県合計		28														

札幌市	R1.12.11/R3.2.3	札幌市依存症総合対策連携会議(令和2年度)	○	○	○	○	○		○					○	○	○
千葉市	R3.3.22(書面) ※ 千葉県・千葉市の共催	千葉市依存症対策連携会議(ギャンブル等依存症)	○	○	○	○	○							○	○	○
横浜市	R2.6(書面)/R2.9.4/R2.12.11 R3.6.24	横浜市依存症関連機関連携会議	○	○	○	○	○				○	○		○	○	○
堺市	R2.8.20(書面)/R3.3.22 R3.7.6(書面)/R3.8.25	堺市依存症対策推進懇話会	○	○	○	○	○							○	○	○
	R2.8.7/R3.3.18 R3.7.6(書面)/R3.9.22(書面)	堺市依存症対策庁内連絡会	○	○	○	○	○			○	○				○	○
岡山市	R3.2.19	岡山市依存・嗜癮関連問題対策審議会	○	○	○	○	○			○						○
北九州市	R2.1.15/R3.1(書面)	北九州市依存症対策連携会議	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○
福岡市	R3.1(書面)/R3.8.26	福岡市依存症支援者連携会議	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○
政令指定都市合計		7														
地方公共団体合計		35														

※令和3年9月末時点

※都道府県及び政令指定都市から厚生労働省へ報告があったものを取りまとめたもの

# (参考③) 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定状況

令和3年9月末時点

都道府県	策定済み	令和3年度 策定予定	令和4年度以降策定予定 策定時期未定	都道府県	策定済み	令和3年度 策定予定	令和4年度以降策定予定 策定時期未定
北海道	●			滋賀県			●
青森県			●	京都府	●		
岩手県	●			大阪府	●		
宮城県			●	兵庫県	●		
秋田県	●			奈良県		●	
山形県		●		和歌山県	●		
福島県			●	鳥取県	●		
茨城県			●	島根県			●
栃木県			●	岡山県			●
群馬県			●	広島県			●
埼玉県		●		山口県			●
千葉県		●		徳島県	●		
東京都		●		香川県	●		
神奈川県	●			愛媛県	●		
新潟県			●	高知県		●	
富山県			●	福岡県	●		
石川県	●			佐賀県		●	
福井県			●	長崎県	●		
山梨県	●			熊本県		●	
長野県			●	大分県	●		
岐阜県	●			宮崎県	●		
静岡県	●			鹿児島県		●	
愛知県	●			沖縄県			●
三重県		●		<b>合計</b>	<b>21</b>	<b>10</b>	<b>16</b>